

酒類販売事業者に対する支援について（案）

○ 緊急事態宣言の延長に伴う新たな支援

- 緊急事態宣言の延長に伴い、酒類等を提供する飲食店等に対する休業要請は長期化。これによる影響を受ける酒類販売事業者に対する都道府県の支援を後押しする。
- 酒類の提供を停止する飲食店と取引のある酒類販売事業者に対し、国の支給する月次支援金（※）について、都道府県が、
 - ・その上限額の上乗せを行う場合（2倍まで）や
 - ・売上▲50%減等の要件を緩和（売上▲30%減まで）する場合

には、国が地方創生臨時交付金の協力要請推進枠を活用し、財政支援を行う。

※ 売上減少額を給付。上限：個人10万円/月、法人20万円/月

（参考）4月30日付・内閣府地方創生推進室から都道府県への通知

酒類等を提供する飲食店等に対する休業要請により影響を受ける酒類の販売業者等に対し、国の支援措置の上乗せ・横出しを含めた、都道府県独自の支援に積極的に取り組むことの検討を要請。（地方創生臨時交付金の事業者支援分を活用）

○ 国税庁から地方自治体への要請

- 上記について、国税庁から地方自治体に対して、積極的な取組を要請する。

大規模施設等に対する協力金について

○緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域において、特措法第24条第9項に基づく休業要請に応じた大規模施設等に対して、事業規模に応じた支援を実施。

- ・ 緊急事態措置を実施すべきとされた令和3年4月25日から適用。
- ・ 都道府県知事が休業要請等（4月25日～5月11日に行われた休業要請、5月7日以降の時間短縮要請）を行った場合、国は、地方創生臨時交付金の協力要請推進枠を活用し、その財源の8割を支援。5月12日以降、都道府県知事がこれまでの休業要請の状況を踏まえ、営業時間の短縮要請の上乗せ措置を要請し（含む休業要請）、それに応じた事業者に協力を支給する場合は、国はその財源の6割を支援。残りの4割についても、地方創生臨時交付金の事業者支援分を活用可能。

	大規模施設	テナント	百貨店の店子	映画配給会社
1日あたりの支給額（注1）	休業面積1,000㎡毎に20万円/日 （注2）	休業面積100㎡毎に2万円/日	店子店舗毎に2万円/日	スクリーン毎に2万円/日

注1 営業時間の短縮要請にあたっては、下記に基づき算出した額に「短縮した時間/本来の営業時間」を乗じた額を支給

注2 協力金支給対象となるテナント等を多数擁する施設に対して、テナント等の数に応じて、テナント等向け協力金支給単価の1割相当額を支給

	考え方	支給額（例）
百貨店	本体 ：直営部分1,000平米あたり20万円 + 店子数×2千円 店子 ：1店舗あたり2万円	580万円/日 （本体180万円、店子400万円） 百貨店直営部分の面積：7,000平米 店子店舗数：200店舗 の場合
ショッピングセンター	本体 ：自己利用部分1,000平米あたり20万円 +テナント数×2千円 テナント ：100平米あたり2万円	208万円/日 （本体48万円、テナント160万円） 自己利用部分の面積：2,000平米 テナント店舗数：40店舗 各テナントの1店舗面積：200平米 の場合
映画館	本体 ：1,000平米あたり20万円 + 1スクリーンあたり2万円 映画配給会社 ：1スクリーンあたり2万円	92万円/日 （本体76万円、テナント16万円） 映画館の面積：3,000平米 スクリーン数：8スクリーン の場合